入会金及び会費に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の定款第７条の規定に基づき、入会する社員が支払うべき入会金及び社員が支払うべき会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金）

第２条　入会金は、金２０万円とする。

２　入会を承認された者は、入会金を本協会に納入しなければならない。

（会費）

第３条　会費は、１月当たり金２,０００円とする。

（会費の納入）

第４条　社員は、次の各号に掲げる期の最初の月の末日（以下、「納入期日」という。）までに、当該期分の会費を納入しなければならない。ただし、全期分の会費を一括して上期の最初の月の末日までに納入することができる。

⑴　上期　７月から１２月までの６箇月

⑵　下期　翌年１月から６月までの６箇月

（入会金及び会費の不返還）

第５条　既に納入した入会金及び会費は返還しない。

２　既に納入した会費のうち、退会した翌月以降の会費は返還するものとする。

（会費の延納及び免除）

第６条　社員が疾病又は災害により会費の納入が困難な事由が生じたときは、当該社員の申出により、理事会は、決議をもって会費の延納又は免除をすることができる。

（会費の催告）

第７条　社員が第３条に規定する会費を第４条に定める納入期日から３箇月以上納入しなかったときは、理事長は、定款第１０条第２号の規定により社員資格を喪失する旨を付記してその支払いを催告する。

（会計区分）

第８条　入会金及び会費にかかる収入は、法人会計に区分するものとする。

（改廃）

第９条　この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、本協会の設立の登記の日から施行する。

（入会金及び会費に関する規則（昭和６０年１１月５日施行）の廃止）

２　入会金及び会費に関する規則（昭和６０年１１月５日施行）は廃止する。

（会費の特例）

３　令和２年７月から令和３年６月までの１２か月分の会費については、第３条から第７条ま

　での規定にかかわらず、納入不要とする。

附　則

　この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、令和４年９月３日から施行する。